カイロス応援定期積金

令和８年１０月１日現在

商　品　名 （愛　称）	カイロス応援定期積金
販売対象	・個人および法人のお客様
取扱期間	・令和８年１０月１日（木）～令和８年１２月３０日（水） （募集総額に到達次第終了）
募集総額（契約額）	・３０億円
期　　間	・３、５年
預　　入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 ・定期的に掛金の払込みができます。 ・１０，０００円以上 ・１０，０００円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して給付契約金を支払います。
利　　息 （1）適用金利 （2）給付補填金の支払方法 （3）計算方法	 ・固定金利 ・３年ものは年１．５０％を、５年ものは年１．７０％を約定利率として満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を１００円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税　　金	・個人のお客様・・・２０％の源泉分離課税（国税１５％、地方税５％） （なお、マル優は利用できません） ・法人のお客様・・・総合課税（ただし、非課税法人は除きます） ※令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）の税金がかかります。
手数料	―
付加できる特約事項	・個人のお客様は、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年０．７％上乗せした利率） ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通預金利率または約定年利回りに６０％を乗じた利率のいずれか低い利率により、利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は当金庫ホームページを確認いただくか、または窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9 時～17 時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（１年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険の対象とさせていただきます。預金保険制度により元本 1,000 万円までとその給付補填金を保護の対象とさせていただきます。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）